

公益財団法人日本卓球協会
通報及び相談窓口設置に関する規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という。）の組織運営及び事業推進における公益財団法人日本卓球協会基本規程（以下「基本規程」という。）第2章倫理（以下「第2章倫理」という。）に違反する行為（以下「第2章倫理違反行為」という。）に関する通報及び相談窓口の設置並びにその受付及び対応に係る手続について必要な事項を定める。

第2条（通報及び相談窓口）

倫理委員会の下に通報及び相談窓口を置き、その連絡先は別紙に定める。

第3条（対象となる行為）

通報及び相談窓口で受け付ける内容は、第2章倫理第6条に定める評議員、役員、職員、専門部スタッフ及び各専門委員会の委員、並びに本協会の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の本協会関係者に関する第2章倫理違反行為とする。但し、その趣旨に鑑み、次に掲げる内容は取り扱わないものとする。

- (1) 個人的な誹謗中傷及び不平不満
- (2) 国・地方公共団体、学校等教育機関（部活動含む。）、及び企業、関連団体その他本協会以外の組織・団体内部に係る事項並びに係争中の事項
- (3) 一般的な意見照会事項

第4条（受付方法）

通報及び相談は、別紙に定める連絡先①又は連絡先②のいずれかに、ファクシミリ、電子メール又は文書によって行うものとする。

- 2 前項に基づく通報及び相談は、原則として、これを行った者（以下「相談者」という。）の個人名等を明らかにした相談内容に限り受け付けるものとする。

第5条（手続）

受け付けられた通報及び相談は、次の手続により処理するものとする。

- (1) 通報及び相談を受けた窓口は、速やかにその内容を確認し、倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）へ報告をする。
- (2) 委員長は、報告を受けた内容について、その対応に最も適切と判断する専門部、委員会又は加盟団体等に依頼し、調査及び事実確認をする。
- (3) 前号の規定により事実の対応を依頼された専門部、委員会又は加盟団体等は、確認した内容を委員長へ報告する。
- (4) 委員長は、倫理委員会を開催し、報告内容に基づき第2章倫理違反行為の有無を判定する。
- (5) 倫理委員会は、報告された内容に第2章倫理違反行為が認められた場合、基本規程第11章処

分等に基づく処分並びに問題解決及び再発防止のために必要な事項を検討する。

- 2 通報及び相談につき十分な資料や証拠の提出が得られない場合、又は関係当事者から事情聴取を行うことができない場合等、必要な調査及び事実確認が困難であると認めるときは、前項に定める手続を行わないものとする。

第6条（情報の保護）

本協会及び本規程に定める業務に携わる者は、相談窓口に寄せられた相談にかかる事実（相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、これを漏らしてはならない。

- 2 本協会は、相談窓口を外部に委託する場合は、委託先に対して、前項と同様の守秘義務を課すものとする。
- 3 本協会は、前2項の定める義務に違反して、秘密を洩らした者に対し、本協会の定める規程等に従って相当な処分を科すものとする。

第7条（不利益取扱いの禁止）

本協会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

第8条（結果の開示）

第5条により通報及び相談について必要な対応を講じた場合には、相談者にその内容を開示するものとする。当該相談内容に関し正当な利害を有する者から申出があったときも、同様とする。

- 2 前項に定める者以外からの開示請求には応じない。但し、法令等の定めによる場合等、正当な理由があるときは、この限りではない。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

2019年6月26日制定。

- 2 この規程は2019年9月7日一部改訂、2019年9月8日から施行する。